

# 南アルプス市 地域生活支援拠点事業 事業所説明会

南アルプス市 障がい福祉課  
自立支援担当

令和5年2月2日

# 南アルプス市地域生活支援拠点事業

## ◎趣旨

障がい者等の高齢化及び障がいの重度化並びに親亡き後を見据え、障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域全体で支える障害福祉サービス提供体制を構築する。

## ◎目的

- (1) 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所を活用することにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備える。
- (2) 体験の機会の提供を通じて、施設や親元から共同生活援助、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくなる支援を提供する体制を整備すること等により、障がい者等の地域での生活を支援する。

# この事業の対象者は？

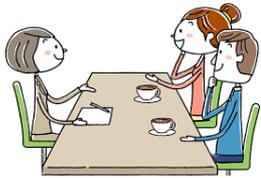
- ①障がいのある単身生活者
- ②家族等と同居しているが、その者からの支援が受けられない者
  - ・家族の状況 要介護状態・疾病等
  - ・本人の状況 同居者からの支援を本人が拒否
- ③障害福祉サービス利用者
- ④将来的に必要性が予測できる者  
(親亡き後、親が高齢または入院等)
- ⑤障がい者等の入所施設や病院からの地域移行を進める必要がある者
- ⑥その他、急遽支援が必要と市が認めた者



当事者本人またはご家族の同意を得て当事者登録をしておくことが望ましい。

# 地域生活支援拠点5つの機能

1. 相談



2. 緊急時の  
受入・対応



5. 地域の  
体制づくり



4. 専門的  
人材の確  
保・養成



3. 体験の  
機会・場の  
提供

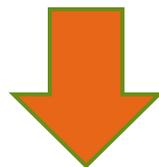


## 面的整備型

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための「5つの機能」を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する。

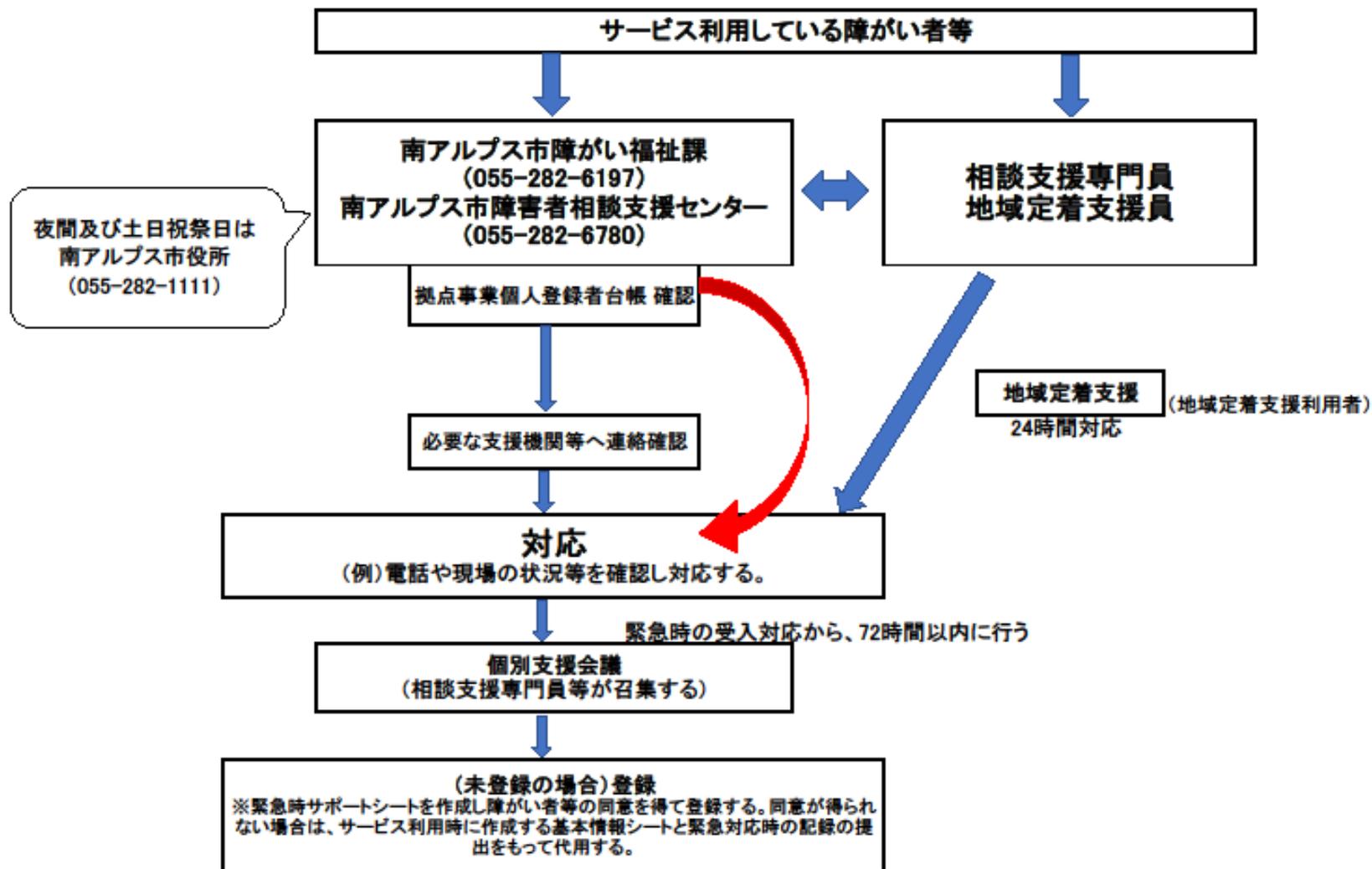
## 必要な支援機能①：相談支援機能

障害者相談支援センター、指定特定相談支援事業等により、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握する。当事者を交え予め支援内容を決めておき常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能。



緊急の事態等で支援が必要と思われる障がい者等へは、予め拠点事業の説明を行い理解していただく上で登録をしておくことが望ましい。

# 緊急時対応フロー①



## 必要な支援機能②：緊急時の受け入れ対応

短期入所を活用した緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。

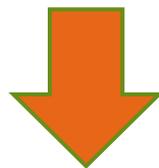


### 【障害福祉サービス利用をしている者】

- A 相談支援専門員等は、緊急事態において支援が必要と判断した場合拠点事業について当事者等へ説明し理解を得ること。
- B 登録への同意を得られた場合においては、緊急時サポートシートを市へ提出する。または、相談支援専門員がサービス利用の際に作成する基本情報シートを代用しても差し支えない。
- C 緊急事態時の支援方法について、関係機関（特に短期入所事業所）と協議し予めその内容について検討する。

## 必要な支援機能③：体験の機会・場の確保

地域移行支援を利用する障害者等や親元からの自立等にあたって、共同生活援助等のサービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能。



### 地域移行支援

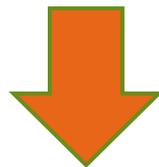
障害福祉サービスの体験的な利用支援を提供した場合、拠点登録している場合は、拠点の加算がされる。

#### 【グループホームの体験利用】

受け入れ可能な障がい、空き状況等の情報を整理し共有する。

## 必要な支援機能④：専門的人材の確保・養成

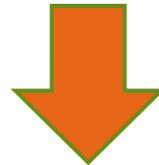
医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、障がい者に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能。



- 障害福祉サービス等に従事する職員のスキルアップを図る事業
- 権利擁護の視点を含めた職員への研修を充実する事業
- 障害児通所支援における専門的な発達支援の質の向上を図る事業

# 必要な支援機能⑤：地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。



地域の体制づくりの機能を強化する観点から、支援困難事例等についての課題検討等を通じ地域課題の明確化と解決に向けて、情報共有等を行い協同で対応する事業

(例)

会議等



支援



自立支援協議会

運営会議へ報告

困難事例を抱える事業所が基幹へ相談・関係者への周知

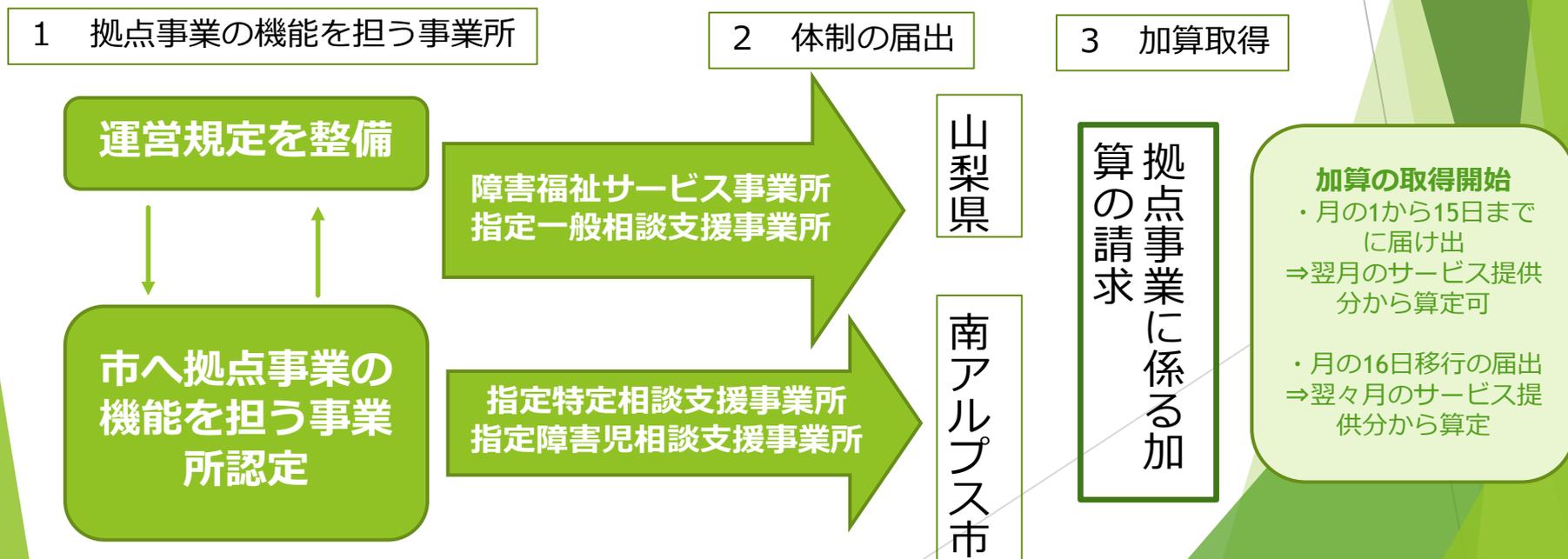
協議した内容を踏まえ、支援に移す

支援が落ち着いたときに事例の事業所より報告する

# 地域生活支援拠点事業の機能を担う事業所とは

- ①事業所ごとに作成する運営規定において、地域生活支援拠点事業の機能を担う事業所であることを定めていること。拠点機能のどの機能を担うかを明記すること。
- ②拠点事業の機能を担う事業所として体制の届出を行うことで算定できる加算を算定する場合は、①の要件を満たす事業所として指定権者に届け出ること。

## 拠点事業の機能を担う事業所の確認と届出、加算取得の流れ



## ◎ 拠点事業の各会議について

会議名	内容	実施時期等
拠点運営会議	拠点事業の実施方針、実施計画及び実績について協議し、市障害者自立支援協議会運営会議へ報告する。また、法改正等により、要領の内容を改正する必要がある場合協議する。	2ヶ月に1回
拠点事業所会議	登録事業所が、障がい者等の支援に係る地域資源お評価、必要な情報交換等行い、支援の質の向上や制度の変更に対応、また課題と成果について協議する。	年2回 目安として上・ 下半期各1回
個別調整会議	緊急時の対応等について、個別ケースに対応する関係者が集まり協議する。 (受け入れ・対応がなかった場合も対応した者の判断で速やかに協議する。)	緊急事案対応後 すみやかに 行う。 目安として 対応後72時間 以内。
個別登録調整会議	拠点事業対象者の登録が相応しいか協議する。	随時 ケースがある場合

## ◎南アルプス市地域生活支援拠点事業Q&A

### Q. 当事者が登録することが望ましいのはなぜですか？

A. 単身生活又は家族と暮らしていても緊急時等において支援が見込めない場合、支援内容を予めご本人を交え検討しておくことで、いざという時に体制が整えられることです。

### Q. 緊急時には、どんな支援が見込めるのですか？

A. 緊急時には、まず支援者が状態を把握し、予め検討しておいた支援により短期入所へ保護するかどうかの判断をします。相談事業所が24時間対応でない場合でも、連絡先を確認しておき、支援が受けれることができます。

### Q. 障害サービスを利用していない場合は、どうしたら良いですか？

A. 地域の民生委員や障がい福祉課、または障害者相談支援センターへまずはご相談ください。



ご清聴いただきまして  
ありがとうございました。

お問い合わせ・登録申請については・・・

南アルプス市役所 障がい福祉課 055-282-6197  
南アルプス市障害者相談支援センター 055-282-6780  
【住所】 南アルプス市小笠原376  
【Email】 [fukushi@city.minami-alps.lg.jp](mailto:fukushi@city.minami-alps.lg.jp)